

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の文化芸術の創造や発展につなげるとともに、文化芸術の楽しさや感動、喜びを共有できる場を創出することを目的に、みやしろ芸術祭の開催に賛同する文化芸術事業（以下「事業」という。）を行う個人や団体（以下「団体等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和58年宮代町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、原則として町民を対象に町内で実施され、かつ文化芸術（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化又は国民的娯楽をいう。）に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 団体等が自ら主催する事業であること。

(2) 事業の準備を含め、団体等が自ら会場の確保や設営、事業の運営を行うものであること。

2 前項の事業は、町が別に定めるみやしろ芸術祭開催期間中の活動とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

(1) 主として営利を目的として行うもの

(2) 政治活動又は宗教活動を目的として行うもの

(3) 公序良俗に反するもの

(4) 国、地方公共団体又はその他の団体から財政的支援又は委託を受けて行うもの

(5) 第三者への寄附又は財政的支援を目的として行うもの

(6) 事業に関わる団体やその構成員等限られた者を対象とするもの

(7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）との関係が認められるもの

(8) その他町長が適当でないと認めるもの

(補助対象団体等)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされると認められるもの

(2) 事業の実績がある又は事業を完遂できると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、政治活動又は宗教活動を目的とする団体は除く。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、次の表のとおりとする。

項目	補助対象経費	補助対象外経費
----	--------	---------

報償費	出演者、出品者への謝礼、 事業の運営スタッフへの謝礼	補助金の交付を受ける団体 等の構成員に対して支払う もの
使用料及び賃借料	会場使用料、附属設備使用料、 会場の音響・照明操作サポート 料	日常の練習にかかる会場 費、団体の事務所等を維持 するための経費
その他	町長が認める経費	

2 補助率及び補助上限額は、次の表のとおりとする。

補助率	10分の10
補助上限額	5万円

3 同一団体等に対する補助金の交付は、同一年度内において原則1回に限る。

（交付申請）

第5条 この補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付申請書（様式第1号）を指定する期間内に町長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否を決定するものとする。

2 町長は、補助金を交付することを決定したときは、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付決定通知書（様式第2号）によって、申請団体等に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金不交付決定通知書（様式第3号）によって、申請団体等に通知するものとする。

（交付条件）

第7条 規則第6条第2項に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

（1）前条第2項の規定による交付決定通知書を受けた事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分（補助対象経費の総額の20%以下の変更を除く。）又は補助事業の内容の変更（補助事業の目的を変えない軽微な変更で、その変更が補助目的の達成をより効率的にすると認める場合は除く。）をする場合においては、あらかじめ町長の承認を受けること。

（2）補助金は、当該事業以外の目的に使用しないこと。

（3）補助事業を中止する場合は町長の承認を受けること。

（4）補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。なお、交付決定を受けた事業の中止をした団体等は、その理由を次年度以降の本要綱に基づく申請の審査要素として加味する。

（5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めること。

（交付請求）

第8条 第6条第2項の規定による交付決定を受けた団体等（以下「交付決定団体等」と

いう。)は、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を町長に提出することにより、補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(事業の変更)

第9条 交付決定団体等は、第7条第1号の規定にかかる変更をしようとするときは、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果について、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 交付決定団体等は、補助事業を中止しようとするときは、第7条第3号の規定により、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金中止承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果について、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金中止承認(不承認)通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定団体等が、この補助金を受けて実施した活動を完了したときは、当該活動の完了後30日以内に、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に当該活動に係る収入及び支出に関する証拠書類(以下「証拠書類」という。)の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、規則第14条の規定に基づき、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金確定通知書(様式第10号)によって、速やかに補助金交付決定団体等に通知するものとする。

(書類等の整備)

第13条 交付決定団体等は、活動に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備し、保管しておかななければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月7日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）宮代町長

団体名		
代表者名		
連絡担当者	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	メー ル	

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金の交付を受けたいので、みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 申請の内容

事業の名称	
事業の目的及び内容	申請別紙 1 のとおり
経費の配分	申請別紙 2 のとおり
添付書類	1 事業計画書（申請別紙 1） 2 収支予算書（申請別紙 2） 3 団体概要書（申請別紙 3） 4 その他参考となる資料

申請別紙 1

事業計画書

事業名称			
ジャンル	音楽、演劇、舞踊、ダンス、伝統芸能、絵画、写真、映像、工芸 その他（ ）		
事業目的及び内容			
開催日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）		
会場			
スケジュール	時期	内容	
入場料	円	入場者数（目標値）	人
事業の周知計画	※町が作成する広報紙やパンフレット以外のものがある場合		

申請別紙2

収 支 予 算 書

申請者名	
事業名	

収 入	項目	金額（円）	内訳
	収入合計		

支 出	項目	金額（円）		内訳
		①補助金	②補助金以外	
	支出合計	①	②	①+②
		円	円	円

※項目欄が不足する場合は、本紙を複写して2枚目に追記してください。

申請別紙3

団 体 概 要 書

団体名	フリガナ		
所在地	〒		
代表者氏名	フリガナ		
連絡担当者 情報	フリガナ		
	住 所	〒	
	電 話		
	メー ル		
団体設立年月	年 月		
会員の構成	人（うち当該事業に携わる人数_____人）		
	内 訳	町内在住・在勤・在学者 人	左記以外 人
団体のホームページ	有（http:// _____）・無		
団体の目的	※会則等で確認できる場合は省略可能。		
主な活動内容			
活動拠点			

第 号
年 月 日

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付決定通知書

団体名 _____
代表者名 _____ 様

宮代町長 _____

年 月 日付けで申請のあったみやしろ芸術祭パートナーシップ補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

記

1 決定事業の名称

2 交付決定額 金 _____ 円

3 交付の条件

- （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（町長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
- （2）補助金を他の用途に使用することはできません。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- （4）補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。なお、補助事業の中止をした団体等は、その理由を次年度以降の申請の審査要素として加味する。
- （5）その他

--

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金不交付決定通知書

団体名 _____

代表者名 _____ 様

宮代町長 _____

年 月 日付けで申請のあったみやしろ芸術祭パートナーシップ補助金については、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、通知します。

記

1 申請事業の名称

2 不交付の理由

--

様式第4号（第8条関係）

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付請求書

（あて先）宮代町長

団体名			
代表者名			
連絡担当者	氏 名		
	住 所		
	電 話		
	メー ル		

年 月 日付け 発第 号で交付決定の通知を受けましたみやしろ
芸術祭パートナーシップ補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協				支店名		
口座の種類	普通預金・当座預金・その他（ ）						
口座番号 ※右詰めで記載							
刀がナ							
口座名義							

様式第5号（第9条関係）

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金変更承認申請書

（あて先）宮代町長

団体名		
代表者名		
連絡担当者	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	メー ル	

年 月 日付け 発第 号で交付決定の通知を受けましたみやしろ
芸術祭パートナーシップ補助金について、下記のとおり変更の承認を受けたいので申請し
ます。

記

事業の名称		
変更内容及び理由 （別紙でも可）		
交付決定額 （既交付額）	金	円
変更後の交付申請額	金	円
差し引き額	金	円
その他 （添付書類可）		

※変更後の収支予算書を添付すること（変更前と変更後がわかるように記載すること）。

様式第6号（第9条関係）

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金変更承認（不承認）通知書

団体名 _____

代表者名 _____ 様

宮代町長 _____

年 月 日付けで申請のあったみやしろ芸術祭パートナーシップ補助金変更承認申請について、下記のとおり承認（不承認）することと決定しましたので通知します。

記

項目	変更前	変更後
変更事項		
交付決定額	金 円	金 円
不承認の場合 の理由		

様式第7号（第10条関係）

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金中止承認申請書

（あて先）宮代町長

団体名		
代表者名		
連絡担当者	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	メー ル	

年 月 日付け 発第 号で交付決定の通知を受けましたみやしろ
芸術祭パートナーシップ補助金について、下記のとおり中止の承認を受けたいので申請し
ます。

記

事業の名称		
中止理由 （別紙でも可）		
既交付額 （交付決定額）	金	円

様式第8号（第10条関係）

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金中止承認（不承認）通知書

団体名 _____

代表者名 _____ 様

宮代町長 _____

年 月 日付けで申請のあったみやしろ芸術祭パートナーシップ補助金中止承認申請について、下記のとおり承認（不承認）することと決定しましたので通知します。

記

事業の名称	
既交付額 （交付決定額）	金 円
不承認の場合の理由	

様式第9号（第11条関係）

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金実績報告書

（あて先）宮代町長

団体名		
代表者名		
連絡担当者	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	メー ル	

年 月 日付け 発第 号で交付決定の通知を受けましたみやしろ
芸術祭パートナーシップ補助金について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

事業の名称	
交付決定額	金 円 ※①
決算額	金 円 ※②
差し引き返還額	金 円 ※① - ②
その他 添付書類等	1 事業結果報告書（実績報告別紙1） 2 収支決算書（実績報告別紙2） 3 領収書又は支払を証する書類の写し（補助対象経費のみ） 4 事業の実施状況がわかる写真

実績報告別紙 1

事業結果報告書

事業名称				
ジャンル	音楽、演劇、舞踊、ダンス、伝統芸能、絵画、写真、映像、工芸 その他（ ）			
開催日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）			
会場				
スケジュール	時期	内容		
入場料	円			
入場者数（実績値）	会員	人	一般参加者	人
事業の周知方法	※町が作成する広報紙やパンフレット以外のものがある場合			
事業の評価・感想	※実施した成果や良かったこと、当初の計画と比較して上手くいかなかったこと、一般参加者からの声などをご記入ください。（別紙でも可）			

※作成されたチラシやポスター等、差し支えない範囲で添付してください。

実績報告別紙2

収 支 決 算 書

申請者名	
事業名	

収 入	項目	金額（円）	内訳
	収入合計		

支 出	項目	金額（円）		内訳
		①補助金	②補助金以外	
	支出合計	①	②	①+②
		円	円	円

※項目欄が不足する場合は、本紙を複写して2枚目に追記してください。

様式第10号（第12条関係）

みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金確定通知書

団体名 _____

代表者名 _____ 様

宮代町長 _____

年 月 日付けで報告のあったみやしろ芸術祭パートナーシップ補助金については、下記のとおり確定しましたので通知します。

なお、補助金返還額がある場合は、指定された期限までに返還してください。

記

事業の名称	
交付決定額 (既交付額)	金 円 ※①
補助金確定額	金 円 ※②
補助金返還額	金 円 ※① - ②
補助金返還期限	年 月 日